

■ 本書について ■

◎本書は、四国運輸局管内の指定自動車整備事業者及び自動車検査員が法令を遵守し、業務を執り行うために必要な関係法令・通達等を抜粋した書籍です。

◎構成は次のとおりとしました。

第1章 総則

…認証、指定にかかわらず、自動車整備事業全般に関係する事柄をまとめています。

第2章 認証制度

…自動車分解整備事業と深い関わりのある認証制度についてまとめています。また、各項目ごとに車両法による罰則規定及び違反事例に対する違反点数を収録しています。

第3章 指定制度

…「指定自動車整備事業者」及び「自動車検査員」に関する指定制度についてまとめています。また、各項目ごとに車両法による罰則規定及び違反事例に対する違反点数を収録しています。

第4章 行政処分等の基準

…違反事項を行った事業者及び検査員に対して行われる行政処分についてまとめています。

第5章 保安基準適合証等の記載方法

第6章 指定整備記録簿の記載方法

巻末資料 …点検基準別表や保険会社名略称表等を収録しています。

◎誠に恐縮ですが、法令の改正等により本書の内容と運輸支局等からの指導が異なる場合があります。その場合、指導に基づいて業務を行うとともに、本書へ加筆等行い、活用していただければ幸いです。



◎具体的な検査基準については、公論出版発行「自動車検査ハンドブック」及び審査事務規程原文を収録した「保安基準と審査事務規程〔原文〕」を参照してください。

また、自動車点検基準以外の具体的な点検・整備方法については、各自動車メーカー発行の技術資料を参照してください。

令和元年6月 編集部

目次

■ 法令の略称と出典	8	11 回送運行	72
第1章 総則		■ 点検整備制度	83
■ 車両法の目的	13	1 日常点検整備	83
■ 用語の定義	14	2 定期点検整備	84
■ 登録制度	20	3 定期点検整備記録簿	85
■ 自動車抵当	22	4 分解整備の定義	87
1 新規登録	23	5 整備管理者	91
■ 新規登録に必要な書類等	25	6 整備命令	94
2 変更登録	28	■ 整備不良による整備命令	94
■ 変更登録に必要な書類等	29	■ 不正改造による整備命令	97
3 移転登録	31	■ 報告及び監査	99
■ 移転登録に必要な書類等	31	■ 検査制度	100
4 永久抹消登録	45	1 新規検査	101
■ 永久抹消登録に必要な書類等	46	2 継続検査	102
5 輸出抹消仮登録	51	3 臨時検査	103
■ 輸出抹消登録に必要な書類等	52	4 自動車検査証の記載事項の 変更及び構造等変更検査	105
■ 輸出抹消登録証明書の返納に 必要な書類等	58	■ 自動車検査証の記載事項の変更	105
6 一時抹消登録	58	■ 構造等変更検査	106
■ 一時抹消登録に必要な書類等	59	5 予備検査	108
■ 一時抹消登録後の所有者変更に 必要な書類等	60	6 自動車検査証の備付け・ 返納・再交付	109
7 一時抹消登録後の 永久抹消登録（解体届出）	61	■ 自動車検査証の備付け	109
■ 解体届出に必要な書類等	62	■ 自動車検査証の返納	110
8 一時抹消登録後の輸出届出	63	■ 自動車検査証の再交付	110
■ 一時抹消登録後の輸出届出に 必要な書類等	65	7 自動車検査証の記載事項と様式	113
■ 輸出予定届出証明書の返納に 必要な書類等	65	8 検査標章	116
9 譲渡証明書	66	■ 検査標章の表示	116
10 臨時運行の許可	68	■ 検査標章の再交付	118
■ 臨時運行の許可に必要な書類等	71	9 限定自動車検査証	120
		10 自動車の型式指定	121
		11 特定共通構造部の型式指定	122

12	特定装置の型式指定 (Eマークとマル自マーク) — 123	4	変更等の手続き (一覧) — 151
▪	Eマーク — 123	5	変更時の具体例と提出書類記載例 — 154
▪	マル自マーク — 125	▪	事業場管理責任者、主任技術者 及び共用設備管理責任者の変更届 ————— 154
13	改善措置の勧告 (リコール) 126	▪	事業者の氏名又は名称変更 — 154
14	検査に係る独立行政法人自動車 技術総合機構の審査 — 127	▪	屋内作業場の面積・間口・ 奥行変更 — 155
15	軽自動車検査協会の審査 — 128	▪	法人の役員に変更があったとき ————— 157
■	その他	▪	整備主任者の変更 — 160
1	自動車整備振興会 — 129	6	認証番号と認証書の交付等 — 160
2	検査対象外軽自動車の 使用の届出等 — 130	7	標識 — 161
▪	検査対象外軽自動車の使用の 届出に必要な書類等 — 131	8	事業の停止等 — 163
3	不正使用等の禁止 — 132	9	報告徴収及び立入検査 — 164
4	不正改造等の禁止 — 133	■	認証基準 — 166
5	自動車重量税 — 133	■	自動車分解整備事業者の義務と 遵守事項
6	土砂等運搬大型自動車 — 134	1	自動車分解整備事業者の義務 172
▪	自重計の取付け — 137	▪	設備の維持及び従業員の確保 172
▪	自重計の機能保持 (自重計技術基準適合証) — 138	2	自動車分解整備事業者の遵守事項 ————— 172
▪	自重計と継続検査 — 139	■	分解整備記録簿
7	自動車に関する表示 — 140	1	分解整備記録簿の備え付けと 記載事項 — 183
第2章 認証制度		2	分解整備記録簿の交付義務 — 185
■	自動車分解整備事業	3	分解整備記録簿の保存 — 186
1	自動車分解整備事業の種類 — 144	第3章 指定制度	
2	認証の義務 — 145	■	優良自動車整備事業者 — 189
3	認証の申請、変更及び廃止届等 ————— 146	1	優良認定の申請 — 194
▪	新規認証の申請 — 146	2	優良認定の標識 — 195
▪	認証の変更等 — 148	3	移転登録の取消し — 195
▪	認証の廃止届 — 149		
▪	認証の相続、合併及び分割 — 150		
▪	事業の譲渡 — 150		

■ 指定自動車整備事業者	196	⑱ 指定事業者と認証事業者の業務提携	231
① 指定の申請及び変更届	197	■ 指定事業者による保安基準適合証等の交付	232
▪ 新規指定	197	① 電磁的方法による保安基準適合証の提供（電子保適）	236
▪ 指定の変更届	199	▪ 電子保適の管理	239
▪ 指定の廃止届	200	② 保安基準適合証等の有効期間	240
▪ 書類の保存	201	③ 現車提示の省略と保安基準適合証等の交付範囲	241
② 変更時等の手続き（一覧）	201	④ 保安基準適合標章の表示	243
③ 変更時の具体例と提出書類記載例	204	▪ 保安基準適合標章の表示効力	243
▪ 相続・譲渡を伴わない会社名又は住所の変更、事業場の名称又は所在地の変更	206	▪ 保安基準適合標章交付後の構造等変更時	243
▪ 屋内作業場の変更	207	▪ 保安基準適合標章の表示方法	243
④ 対象とする自動車の種類	207	▪ 保安基準適合標章の不正使用等の禁止	244
⑤ 指定業務の範囲限定	208	⑤ 限定保安基準適合証の交付	245
⑥ 指定の条件	209	⑥ 保安基準適合証等の様式	248
⑦ 検査設備の共用	209	⑦ 保安基準適合証等の管理	250
⑧ 共用設備の管理責任者	212	⑧ 手続きの委任	251
⑨ 設備、技術及び管理組織（設備の維持等）	213	⑨ 保安基準適合証等と自賠責保険	252
⑩ 自動車検査用機械器具の校正と管理	222	■ 自動車検査員による検査と証明	257
⑪ 完成検査場	222	① 自動車検査員による点検時	260
⑫ 自動車検査員の選任	223	② 自動車検査員による証明方法	263
⑬ 自動車検査員の兼任	224	③ 自動車検査員の服務	264
⑭ 自動車検査員の選任及び変更届	225	④ 自動車検査員の作業区分	265
▪ 検査員の変更（検査員1名の事業場で退職により新規検査員を届出）	226	⑤ 検査時における作業場等の基準の解釈	266
⑮ 自動車検査員の解任等	228	⑥ 自動車検査員による共用設備使用時	267
⑯ 自動車検査員の研修	228		
⑰ 指定の標識	230		

■ 同一性の確認	268	16 基準緩和自動車の内容	305
1 自動車登録番号・車両番号	271	17 積載物品名（爆発性液体又は 高圧ガスを運送するタンク自動車）	306
▪ 自動車登録番号標及び封印の取付け	271	18 破壊試験を行っていない 装置を備える自動車	307
▪ 封印の滅失時等	271	19 灯火を車体の上部に備える 道路維持作業用自動車	307
▪ 自動車登録番号標等の表示方法	272	20 青色防犯灯を備える 自主防犯活動用自動車	307
▪ 自動車登録番号標等の不正使用等 の禁止	274	21 燃料タンクの個数及び容量 （車両総重量7トン以上の 普通貨物用自動車）	307
▪ 自動車登録番号標等の文字の 組み合わせ	274	■ 指定整備記録簿	310
2 車台番号及び原動機型式の打刻	285	1 指定記録簿等の電磁的記録の作成・ 保存に関する取扱い	311
▪ 打刻の確認	286	第4章 行政処分等の基準	
▪ メーカー等による打刻	286	通則	
▪ 不正打刻の禁止	286	▪ 行政処分等の量定の加重等	314
▪ 職権打刻	287	▪ 違反点数の取扱い	315
3 車名及び型式	292	▪ 改善報告	316
4 自動車の種別	294	▪ 行政処分の公表	317
5 長さ、幅及び高さ	295	1 認証事業者の行政処分	317
6 車体の形状	298	▪ 事業の停止命令	318
7 燃料の種類	299	▪ 認証の取消し	318
8 原動機の総排気量又は定格出力	299	▪ 改善命令	319
9 自家用又は事業用の別	300	2 指定事業者の行政処分	319
10 用途	300	▪ 保安基準適合証等の 交付の停止命令	320
11 牽引重量又は第五輪荷重 （牽引自動車）	301	▪ 指定の取消し	323
12 牽引自動車の車名及び型式 （被牽引自動車）	302	▪ 自動車検査員の解任命令	324
13 乗車定員、最大積載量及び 車両総重量	303	▪ 是正命令	325
14 車両重量	305	3 優良認定事業者の行政処分	325
15 空車状態における軸重	305	▪ 優良認定の取消し	325

第5章 指定整備記録簿の記載要領

■ 通 則 ————— 327

① 法令で定める記録簿への記載事項
————— 327

- 適合証等再交付の取扱い ——— 328

**② 指定事業者の名称・所在地・
指定番号** ————— 330

③ 依頼者の氏名又は名称及び住所
————— 331

**④ 厳しい使われ方をする車の点検
項目（シビアコンディション）** 332

⑤ 日常点検 ————— 336

**⑥ メーカーが指定する特殊な構造
及び装置の点検項目** ————— 337

⑦ メンテナンスに関するアドバイス
————— 338

■ 点検結果及び整備の概要 ——— 339

① 記録簿のチェック記号 ——— 341

- 整備結果の誤記載時 ————— 343
- 点検省略項目 ————— 343

② 作業指示 ————— 343

- 再整備時の記載 ————— 344

■ 検査結果等 ————— 345

① 制動力 ————— 345

- ニュートン（N）表示テストによる
記載方法 ————— 346
- キログラム（kg）表示テストに
よる記載方法 ————— 348
- 車軸自動昇降装置付き自動車の
制動力の記載方法 ————— 349
- 被牽引自動車の分離ブレーキの
検査結果 ————— 349

- 検査機器を用いて測定することが
困難な場合の検査（測定）方法と
記載例 ————— 349
- 制動力の判定基準 ————— 351

② 前照灯 ————— 353

- 走行用前照灯の記載方法 ——— 353
- すれ違い用前照灯・
カットオフ有りの記載方法 ——— 356
- すれ違い用前照灯・
カットオフ無しの記載方法 ——— 357
- 前照灯の判定基準 ————— 358

- 検査機器を用いて測定することが
困難な場合の検査（測定）方法と
記載例 ————— 361

③ 前部霧灯 ————— 363

- 前部霧灯の判定基準 ————— 363

④ 速度計の誤差 ————— 364

- 速度計の判定基準 ————— 365

⑤ 指示針の振れ ————— 367

⑥ 速度表示灯の誤差 ————— 367

⑦ タイヤの振れ ————— 367

⑧ サイド・スリップ ————— 367

- サイド・スリップの判定基準 369

⑨ 警音器 ————— 369

- 警音器の判定基準 ————— 371

⑩ 定常走行騒音 ————— 371

⑪ 近接排気騒音 ————— 372

- 近接排気騒音の判定基準 ——— 374

⑫ CO・HC ————— 376

- CO・HCの判定基準 ————— 376

⑬ 黒煙・粒子状物質 ————— 378

- 黒煙・粒子状物質の判定基準 379

⑭ 目視等による検査 ————— 380

- 目視等による検査の判定基準 382

15	自動車検査証、抹消登録証明書 又は自動車検査証返納証明書の 記載事項との照合	387
16	備考欄	387
	▪ 備考欄の判定基準	388
17	複数の検査員による点検・検査時	388
18	検査設備の共同使用時	392
第6章 保安基準適合証等の記載要領		
■ 紙による保安基準適合証等交付時		
		397
	▪ 改元に伴う取扱い	397
	▪ 継続検査時の保適記載例	399
	▪ 新規検査（現車提示省略）時の 保適記載例	400
	▪ 新規検査（現車提示）時の 保適記載例	401
	▪ 予備検査（現車提示省略）時の 保適記載例	402
	▪ 予備検査（現車提示）時の 保適記載例	403
	▪ 限定保安基準適合証の記載例	404
1	保安基準適合証もしくは 限定保安基準適合証	405
2	番号及び交付年月日	406
3	指定事業者の氏名又は 名称及び所在地等	407
4	自動車検査員の証明	408
5	自動車登録番号等	410
6	保険期間	412
	▪ 保険期間を記載しないケース	414
7	最終の検査申請日	415
8	指定番号	418
9	証明書番号及び保険会社	419

10	走行距離計表示値	420
11	保適等の有効期間	422
12	適合証等再交付の取扱い	424
■ 電磁的方法による保安基準適合証 等提供時の取扱い（電子保適）		
		428

巻末資料

1	日常点検の基準	430
2	定期点検の間隔と 検査証の有効期間	432
3	点検基準別表	
	▪ 別表第3	435
	▪ 別表第4	439
	▪ 別表第5	441
	▪ 別表第6	445
	▪ 別表第7	448
4	オイル漏れの判断の仕方	451
5	保適等の交付範囲	452
6	保険会社名略称表 （平成30年7月現在）	453
■ 索引		
		455

注⑨ 第7号様式中、下表の機器については、従来使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれ下表左欄の機器とみなす。〈認証業務の取扱い・附則3〉

第7号様式中の機器	従来から使用している機器 (左欄の機器とみなすことができる)
サーキットテスタ	ボルト・メータ又はアンペア・メータ
充電器	バッテリー・テスタ
ハンディ・バキュームポンプ	バキューム・テスタ
ダイヤル・ゲージ	ダイヤル・ゲージ付きトースカン

5

変更時の具体例と提出書類記載例

■ 事業場管理責任者、主任技術者及び共用設備管理責任者の変更届の廃止

- ◎ 標記については、その変更届を廃止したところであるが、事業場管理責任者、主任技術者及び共用設備管理責任者（事業場管理責任者等）の役割の重要性に鑑み（*）、事業場管理責任者等を変更する場合にあっては、辞令の交付等を行うことにより、その管理組織体制を明確にするとともに、併せて事業場組織図及び社内規程等についても、その都度変更するよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。〈事業場管理責任者等の変更届の廃止〉

* 「鑑み」かんがみ。先例や規範に照らし合わせる。他を参考にして考える。

■ 事業者の氏名又は名称変更

- ◎ 提出期限：30日以内
- ◎ 提出書類：①第1号様式 自動車分解整備事業申請書（変更届） 2部
②商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要） 2部
③戸籍謄本（個人の場合のみ必要） 2部
④認証書の返付
- ◎ 具体例：会社名の変更（法人の場合）もしくは氏名の変更（個人の場合）



[変更時の具体例と提出書類記載例]

第1号様式

変更届時は「申請書」を消す
自動車分解整備事業認証申請書(変更届)
届出は記名のみの(印不要)

四国運輸局長 殿
 平成30年 5月 14日

申請(届出)者の氏名
 又は名称及び住所
 株式会社 公論モータース
 代表取締役 徳島 純一 (又は署名)
 徳島県徳島市応神町2丁目6番 (届出は記名のみの)

事業者の氏名又は名称	新 株式会社 公論モータース	旧 株式会社 自動車商会		
事業者の住所	新 徳島県徳島市応神町2丁目6番	旧 左に同じ		
事業者の名称	新 公論モーターサービス	旧 左に同じ		
事業者の所在地	新 徳島県徳島市応神町3丁目9番	旧 左に同じ		
業の種類	① 普通自動車分解整備事業	② 小型自動車分解整備事業	3. 軽自動車分解整備事業	該当し ない欄 を斜線
対象とする自動車	1. 普通自動車(大型) (原・動・走・操・制・検・運)	2. 普通自動車(中型) (原・動・走・操・制・検・運)	④ 普通自動車(小型) (原・動・走・操・制・検・運)	
	⑤ 小型四輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運)	⑥ 軽自動車 (原・動・走・操・制・検・運)	9. 小型三輪自動車 (原・動・走・操・制・検・運)	変更箇所以外は認証書のとおり記載する
業務の範囲	1. 軽油を燃料とする原動機を除く	2. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	3.	
事業の譲渡	譲渡人	⑤ 自家・専業・販売の別	自家・ 専業 ・販売	
変更年月日	平成 30年 5月 10日	変更理由	株主総会による	
認証番号	四運証第 60 - XXXX 号	認証年月日	⑥ 普・小・軽	平・昭 55年 6月 1日
指定番号	四運指第 XXXX 号		普・ 小 ・軽	平・昭 55年 6月 1日

変更から30日以内であること

■ 屋内作業場の面積・間口・奥行変更

◎提出期限：30日以内

◎提出書類：①第1号様式 自動車分解整備事業申請書(変更届) 1部

②作業場平面図 1部

※1：A4サイズ、又は折りたたんだ状態でA4サイズとする。

※2：屋内作業場及び車両置場の寸法を記入する。この場合、10cm未満は切り捨てる。

※3：指定工場の場合、指定工場のレイアウトを記載した図面も同時に添付する。



[変更時の具体例と提出書類記載例]

第1号様式

変更届時は「申請書」を消す
自動車分解整備事業認証申請書（変更届）
届出は記名のみ
（印不要）

四国運輸局長 殿

平成30年 5月 14日

申請（届出）者の氏名
又は名称及び住所

株式会社 公論モータース
代表取締役 徳島 純一[㊞]
徳島県徳島市応神町2丁目6番^{※届出は記名のみ}

事業者の氏名又は名称	新	株式会社 公論モータース	旧	左に同じ
事業者の住所	新	徳島県徳島市応神町2丁目6番	旧	左に同じ
事業の名称	新	公論モーターサービス	旧	左に同じ
事業の所在地	新	徳島県徳島市応神町3丁目9番	旧	左に同じ
業の種類	① 普通自動車分解整備事業	② 小型自動車分解整備事業	3. 軽自動車分解整備事業	該当しない欄を斜線
対象とする自動車	1. 普通自動車（大型）〔原・動・走・操・制・検・運〕	2. 普通自動車（中型）〔原・動・走・操・制・検・運〕	④ 普通自動車（小型）〔原・動・走・操・制・検・運〕	
	⑤ 小型四輪自動車〔原・動・走・操・制・検・運〕	⑥ 小型三輪自動車〔原・動・走・操・制・検・運〕	9. 軽自動車〔原・動・走・操・制・検・運〕	
業務の範囲	1. 軽油を燃料とする原動機を除く	2. ガソリン又は炭化水素ガスを燃料とする原動機を除く	3	
事業の譲渡	譲渡人	⑦	自家・専業・販売の別	自家・専業・販売
変更年月日	平成30年 5月 10日	変更理由	屋内作業場の増築による	
認証番号	四運証第 60 - XXXX 号	認証年月日	普通・小・軽	平成 昭 55年 6月 1日
指定番号	四運指 第 XXXX 号	認証年月日	普通・小・軽	平成 昭 55年 6月 1日

変更から30日以内であること

変更箇所以外は認証書のとおり記載する

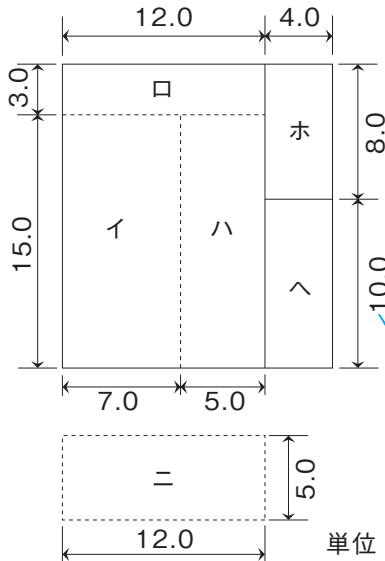
事業場の面積（小数点第1まで記入）		整 備						
認証基準	計算式等記入	氏 名	選任年月日	解職年月日				
屋内作業場	開口	7.0 m	徳島 茂雄	15・4・1	・			
	奥行	15.0 m						
	面積	7.0×15.0=105.0 m ²						
	部品整備作業場	12.0×3.0=36.0 m ²						
	開口	5.0 m						
	奥行	15.0 m						
車両置場	面積	5.0×15.0=75.0 m ²						
	開口	12.0 m						
	奥行	5.0 m						
面積	12.0×5.0=60.0 m ²							
総敷地面積	24.0×34.0=816.0 m ²							
法 人 の 役 員								
現在の 行員数	うち 1級整備士 名	3	役職名	氏 名	役職名	氏 名	役職名	氏 名
	2級整備士 名	1	代表取締役	徳島 純一				
	3級整備士 名	2	取締役	徳島 順次				
その他	うち 1級整備士 名	2	取締役	徳島 茂徳				
	2級整備士 名	2	監査役	三好 太郎				
	3級整備士 名		申請に係る事業場の現地確認	平成	年	月	日	氏名

変更箇所以外は認証書のとおり記載する

小数点第1位まで記入する
 ※10cm未滿は切り捨てる
 例) 実際の寸法 705cm
 ⇒700cm
 ⇒7.0m と記入

また、同時に提出する作業場平面図と相違がないこと

作業場平面図



A4 サイズ又は A4 サイズに
折りたたんだ状態で提出する

記号

- イ：車両整備作業場
- ロ：部品整備作業場
- ハ：点検作業場
- ニ：車両置場（屋外）
- ホ：事務室
- ヘ：倉庫

同時に提出する第1号様式
自動車分解整備事業申請書
(届出書)と相違がないこと

■ 法人の役員に変更があったとき

- ◎ 提出期限：30 日以内
- ◎ 提出書類：①第4号様式 法人の役員変更届 1部
②商業登記簿謄本 1部

※同一事業者が複数の事業場を有する場合は、第4号様式の2（事業場一覧表）を添付することにより、他の事業場に係る変更届の提出に代えることができる。



[変更時の具体例と提出書類記載例]

第4号様式

法人の役員変更届

平成 30年 5月 14日

四国運輸局長 殿

届出者 (申告者) 株式会社 公論モータース
氏名は 代表取締役 徳島 純一
又 徳島県徳島市応神町2丁目6番
名 徳島 純一 (代表者)



変更から 30日以内
であること

自署の場合は印不要

道路運送車両法第80条第1項第2号の規定により届出します。
なお、下記の者は道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを申告します。

認証番号	四運証第	60-	XXXX	号
事業場の名称	公論モータース本店 ほか			
変更年月日	平成	30年	5月	10日
役職名	氏名			
代表取締役	徳島 純一			
取締役	徳島 順次			
取締役	徳島 茂徳			
監査役	三好 太郎			

複数の事業場を有する場合は別紙として第4号様式の2を添付する

変更の届出であるとともに、認証基準に適合した者(*)であることの申告となる

(*) 車両法第80条第1項第2号に該当しない者である

(日本工業規格 A列4番)

- ※注 1. 記載欄が不足する場合は当該様式を複数用いること。
- 2. 同一事業者が複数の事業場を有する場合は別紙として、第4号様式の2を添付すること。

指定自動車整備事業者と自動車検査員のためのマニュアル
四国編
第1号（令和元年7月発行）

◎内容について、疑問点などがある場合は編集部までお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-041-893（月～金 10：00～17：00）

■発行日 令和元年 7月 1日

■定 価 3,000円 送料 300円（共に税込み）

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03（3837）5731 編集
03（3837）5745 販売
FAX 03（3837）5740
